

用語集（五十音順）

◆ 国連持続可能な開発のための教育の10年 (UN Decade of Education for Sustainable Development=DESD) (1頁他掲載)

2005年からの10年を「持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連で採択された。

「持続可能な開発」に向けて、教育の担う役割の重要性が、1992年のリオ・サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会(UNCSD)においてユネスコが中心となって教育のあり方についての検討が続けられてきた。しかし、実際の具体的取り組みは十分とは言えず、その現状と課題については、リオから5年後の1997年のテサロニキ宣言において確認されている。

このような背景の下、日本政府は、2002年8月～9月開催のヨハネスブルグ・サミットの実施計画交渉で、日本国内のNGO（ヨハネスブルグ・サミット提言フォーラム、2003年3月解散）の提言を受け、今後の実施計画文書に「2005年から始まる『持続可能な開発のための教育の10年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。この提案は、各政府や国際機関の賛同を得て、その後の12月に開催された第57回国連総会において、「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む46か国が共同提案国となり、満場一致で採択された。これにより、今後の環境教育は、この大きな枠組みにおいての連携的実践が期待されている。

日本では、2005年12月に内閣に関係省庁連絡会議が設置され、翌年3月末に開催された同連絡会議において実施計画が決定された。

◆ 環境家計簿 (8頁掲載)

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算

のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素(CO₂)を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多い。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

なお、茨木市では、「いばらき環境家計簿」という名称で冊子を平成13年度から発行している。

◆ 環境管理制度 (12頁掲載)

「環境マネジメントシステム」の項参照。

◆ 環境教育推進法（環境の保全のための意欲の推進及び環境教育の推進に関する法律）

(1頁他掲載)

国連の「持続可能な開発のための教育の10年」に対応する必要性などもあって、従来から行われてきた環境教育の総合法制に関する議論が再燃し、環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省の5省が共管する法律として、2003年7月に成立した。国民一人ひとりの環境保全に対する意識・意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくことを目的としている。同法では環境教育を、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義している。

同法は全28条からなり、国・地方自治体・国民・民間団体などの責務が定められている。

また、理念として、環境保全活動や環境教育について、自発的意思の尊重、多様な主体の参加と協力、透明性及び継続性の確保、森林や河川など自然環境を育成することの重要性の理解、国土保全等の公益との調整、地域の農林水産業等との調和、地域住民の福祉の

維持向上、地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮などがあげられている。

具体的な施策としては、国による基本方針の策定、学校や地域、職場における環境教育の推進、環境教育にたずさわる人材の育成、さまざまな人の参加促進などのほか、環境教育の場となる森林や河川、海岸など自然環境の保全も進めるとしている。また、国や地方自治体と事業者や国民、民間団体との連携についても言及されている。

一方、同法に基づき策定された基本方針には、1)さまざまな個人や団体が自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくること、2)環境やいのちを大切にし具体的行動をとる人材をつくることの重要性、3)自発性の尊重、役割分担・連携等への配慮などが基本的な考え方として盛り込まれている。なお、同法には施行後5年を目途として施行状況などに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする見直し規定が定められている。

◆ 環境報告書 (12頁掲載)

企業等の事業者が、環境保全に関する経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントシステムに関する状況（環境マネジメントシステム・環境会計・法規制順守・環境適合設計その他）及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものであり、投資家、消費者、地域住民等の利害関係者との環境コミュニケーションを促進するために役立つものである。

◆ 環境マネジメントシステム (12頁掲載)

組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し、それを実施・運用し、点検・是正を行い、見直すという一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みのことである。

平成5年に欧州連合共通の制度（EMAS）が

発効し、平成8年には国際標準化機構（ISO）により、環境管理・監査の国際規格である「ISO14000シリーズ」が制定されている。

その他の環境マネジメントシステムとしては、京のアジェンダ21フォーラムが策定した、中小企業向けの環境マネジメントシステムであるKES、環境省が策定し、（財）地球環境戦略研究機関が運営する中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコ・アクション21、旧UFJ総研を中心に民間立上をした環境経営サポートシステムで導入レベルからCSRまでの5段階の認証があるエコステージという制度などがある。

◆ 環境倫理 (10頁掲載)

あらゆる行動において当事者が環境との関係の中でどのような価値判断を下し、行動選択をするかという倫理的な問題をいう。

従来は、人間活動が野生生物や自然環境に及ぼす影響とのかかわりの中で自然の権利を認めるかどうかといった議論が中心を占めていたが、地球環境の有限性を示すさまざまな問題が発生し、地球全体の利益・権利を満たす個人の行動のあり方や、将来世代も含めた世代間の公正に関わる議論へと発展してきた。

EC（欧州共同体＝当時、現在のEU＝欧州連合）が1989年に開催した専門家会議や、同年のアルシュ・サミットなどにおいても、その重要性が指摘された。特に、先進国における旺盛な生産、消費活動が途上国の環境や地球環境に対して直接、間接に悪影響を及ぼしていることについて事業者や国民がよく考慮して、自ら行いを正すきっかけとなるものとして、期待が寄せられている。

◆ 持続可能な開発(Sustainable Development=SD) (1頁他掲載)

環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つものであって、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すも

の。1980年に国際自然保護連盟（IUCN）、国連環境計画（UNEP）などが取りまとめた「世界保全戦略」に初出した概念で、「持続可能な発展」とも訳される。1992年のリオ会議では中心的な考え方として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」に具体化されるなど、今日の地球環境問題に関する世界的な取り組みに大きな影響を与えるものとなった。日本の環境基本法の第4条等における循環型社会の考え方の基礎となっている。1984年国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」（WCED=World Commission on Environment and Development、委員長の名前をとってブルントラント委員会とも呼ばれる）が1987年に発行した“*Our Common Future*”（邦題『地球の未来を守るために』）と題する最終報告書の中では、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と説明され、広く世界の支持を受けることになる。

◆ PDCAサイクル（20頁掲載）

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、見直し（action）のプロセスを順に実施する。最後のactionではcheckの結果から、最初のplanを継続（定着）・修正・破棄のいずれかとして、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法がPDCAサイクルである。

◆ ヨハネスブルグ・サミット（1頁掲載）

リオ・サミット十周年を記して、平成14年（2002年）8月から9月にかけて南アフリカ共和国ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」。人類が抱える困難な課題に世界の関心を向け、解決を目指して世界的な行動を促すことを目的とし、世界の首脳や代表、NGO関係者、経済・産業界などから191か国から2万人以上が集まり

開催された国連主催の首脳会議である。ヨハネスブルグ宣言や実施計画が採択され、リオ・サミットから10年を過ぎてなお課題の多い持続可能な開発の実現に向け、各国挙げて取り組むことが確認されている。